

議案第四十六号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年九月十四日

提出者

杉並区長

山田

宏

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年杉並区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「三年」を「五年」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、派遣の期間が五年を経過する際に、後任者への事務引継、派遣職員が従事する事業の終了の遅延等の事由により、引き続き五年を超えて派遣の期間を更新する必要がある場合であつて、当該更新によつても派遣の期間が引き続き五年三月を超えないこととなるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特別区人事委員会への協議を必要とする派遣に係る期間を変更する必要がある。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を
改正する条例新旧対照表

新 条 例

(派遣期間の更新等)

第三条 略

2 任命権者は、五年を超える期間を定めて職員を派遣するときは、特別区人事委員会に協議しなければならない。

3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において派遣の期間が引き続き五年を超えることとなるとき及び引き続き五年を超えて派遣されている派遣職員の派遣の期間を更新する場合に準用する。ただし、派遣の期間が五年を経過する際に、後任者への事務引継、派遣職員が従事する事業の終了の遅延等の事由により、引き続き五年を超えて派遣の期間を更新する必要がある場合

旧 条 例

(派遣期間の更新等)

第三条 略

2 任命権者は、三年を超える期間を定めて職員を派遣するときは、特別区人事委員会に協議しなければならない。

3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において派遣の期間が引き続き三年を超えることとなるとき及び引き続き三年を超えて派遣されている派遣職員の派遣の期間を更新する場合に準用する。

であつて、当該更新によつても派遣の期間が引き続き五年三月を超えないこととなるときは、この限りでない。
